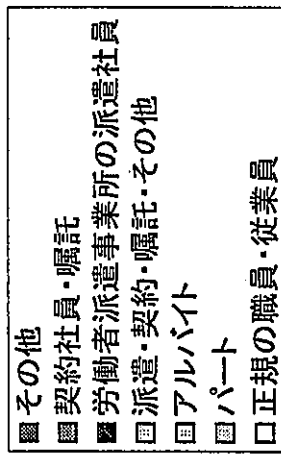
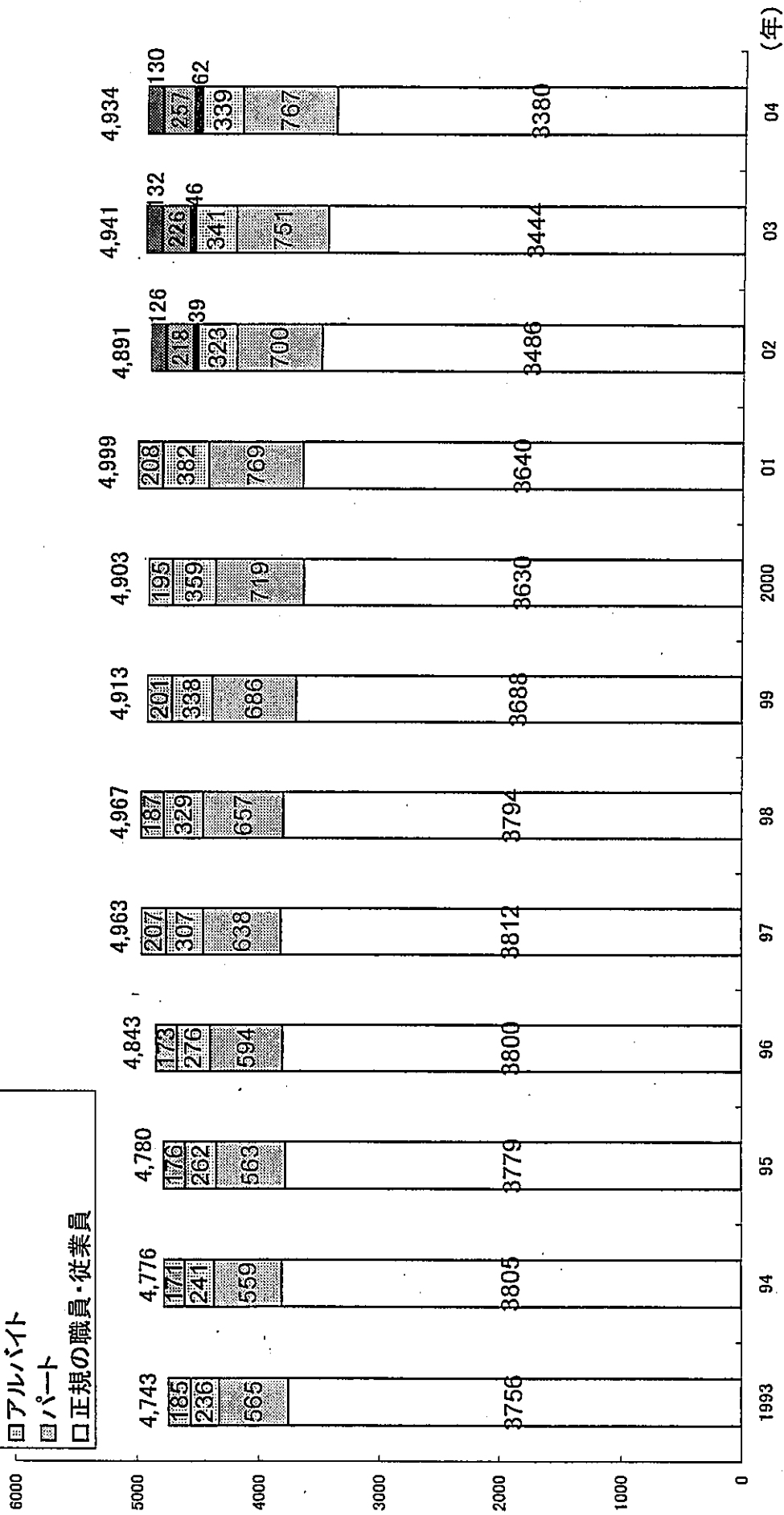


# 雇用者数の推移(男女計)



(万人)



(資料出所)総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」

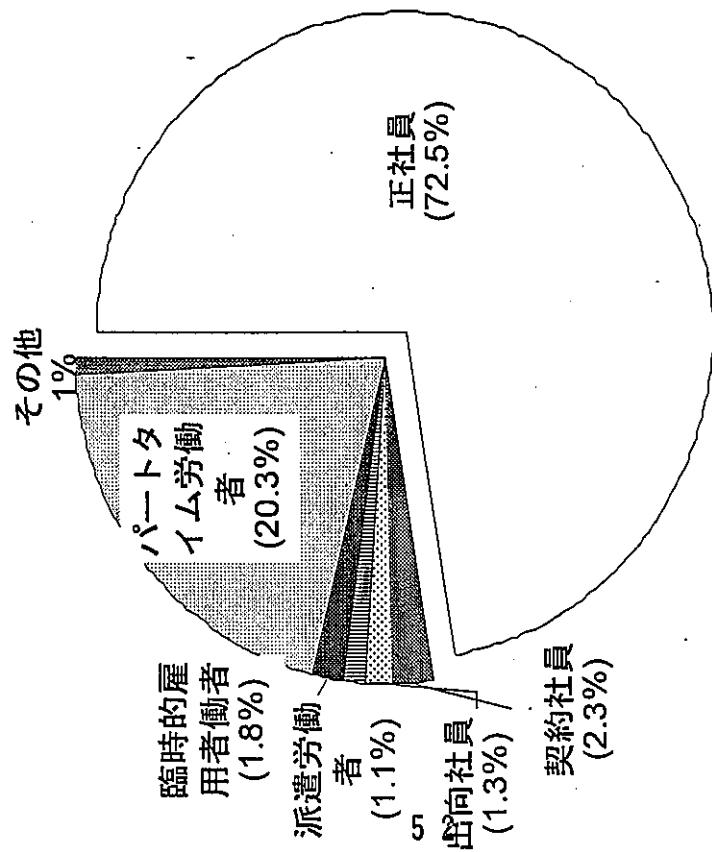
(注)1. 各年2月・2002年以降は1~3月平均。

2. 2002年以降「派遣・嘱託・その他」が「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」、「その他」に細分化されている。

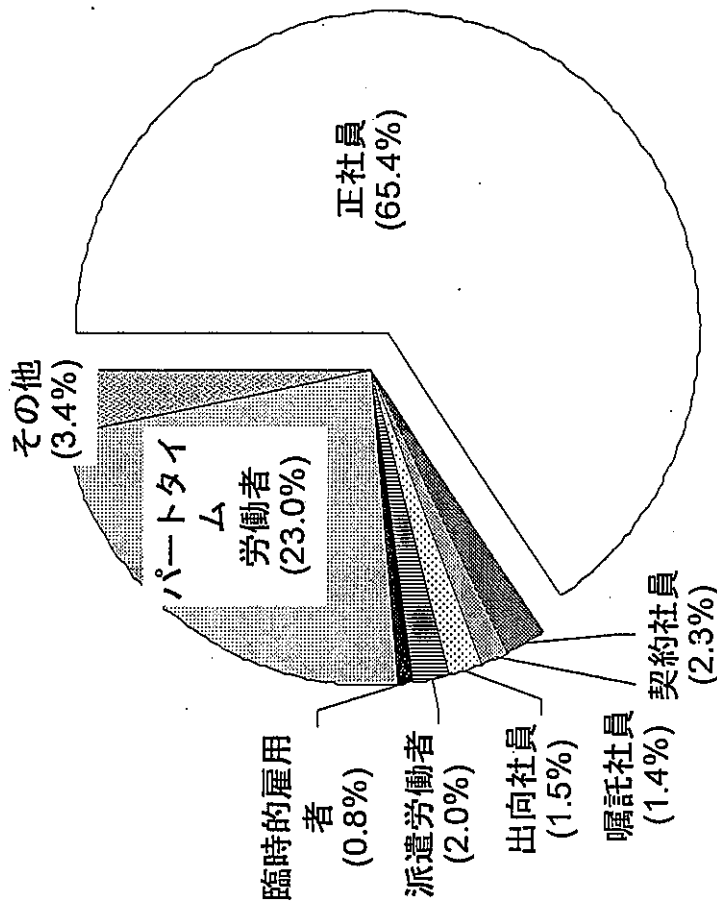
3. 会社等の役員を除く雇用者を勤め先での呼称によって「パート」「アルバイト」「派遣・契約・嘱託・その他」「労働者派遣事業所の派遣職員」「契約社員・嘱託」「その他」の6つに区分している。

# 労働者の就業形態(平成11年、平成15年)

平成11年



平成15年



就業形態の多様化に関する総合実態調査

## 用語の定義

正社員: 雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員

契約社員: 特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

嘱託社員: 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者

出向社員: 他企業より出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。

派遣労働者: 「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者。「登録型」とは、派遣会社に登録しておく形態。「常用雇车型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態。

臨時的就業者: 雇用期間が1ヶ月以内の者又は日々雇用されている者。

パートタイム労働者: 正社員より1日の所定労働時間が短い者、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間は1ヶ月を超えないか、又は定めがない者。

その他: 上記以外の労働者。

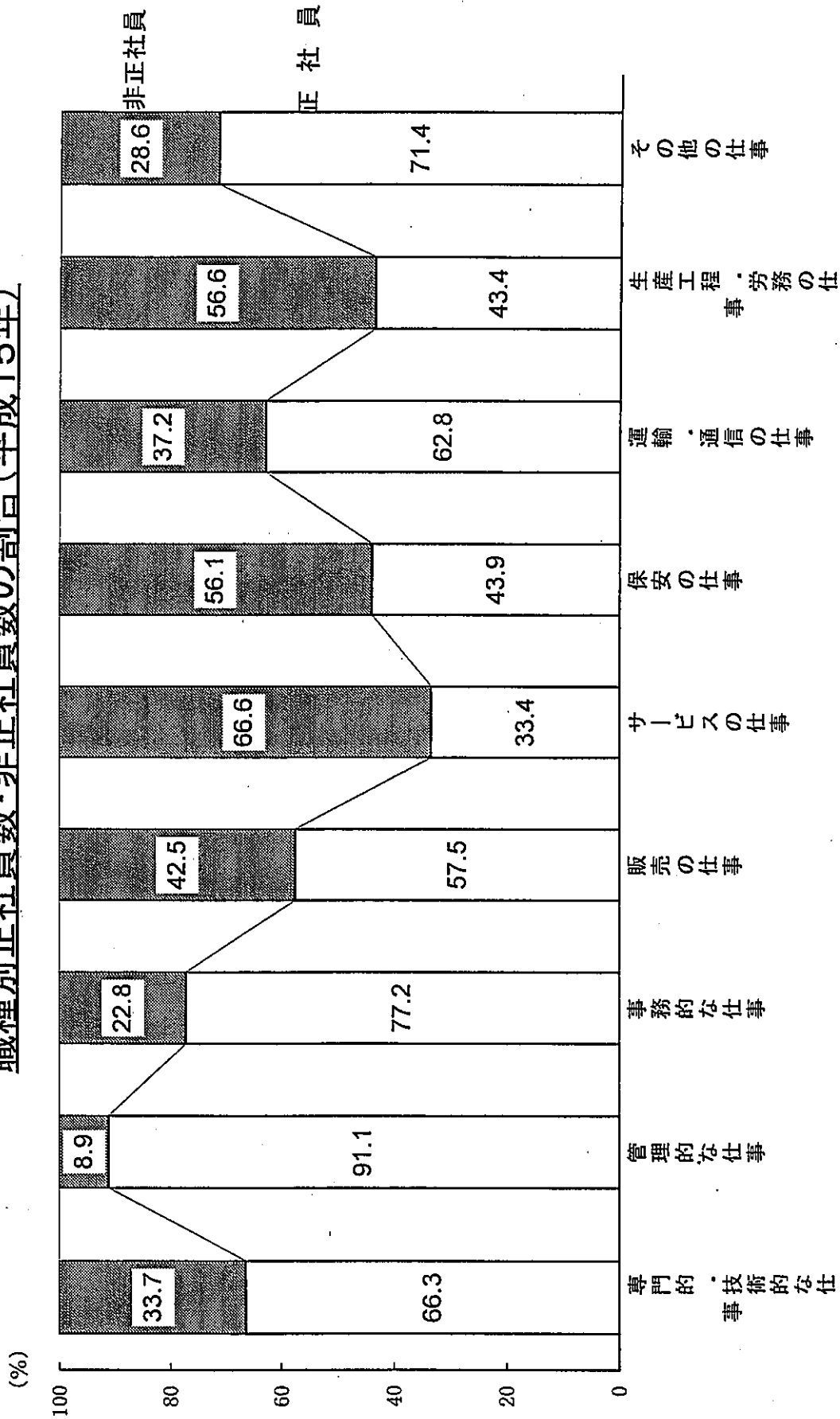
# 就業形態別労働者割合(産業別)(平成15年)

区	分	計	就業形態							その他														
			正社員	非正社員	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者		パートタイム労働者													
	計	(100.0)	100.0	65.4	《72.5》	34.6	(100.0)	2.3	(6.8)	《2.3》	1.4	(4.1)	《.》	1.5	(4.4)	2.0	(5.6)	0.8	(2.4)	23.0	(66.7)	3.4	(10.0)	
	※《平成11年調査》	《100.0》	《100.0》	《72.5》	《27.5》	《2.3》	《1.1》	《1.3》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	《1.1》	
産	業	(0.1)	100.0	89.3	10.7	0.4	1.8	1.9	0.4	0.4	1.8	1.9	0.4	1.9	0.4	0.4	0.4	0.2	0.2	3.4	3.4	2.5	2.5	
建	業	(8.0)	100.0	85.6	14.4	1.9	1.6	1.8	1.0	1.0	1.6	1.8	1.0	1.8	1.0	1.0	1.0	0.8	0.8	2.5	2.5	4.8	4.8	
製	業	(22.2)	100.0	76.7	23.3	1.4	1.5	1.7	2.0	2.0	1.5	1.7	2.0	1.7	2.0	2.0	2.0	0.3	0.3	12.7	12.7	3.8	3.8	
電	業	(0.5)	100.0	91.2	8.8	2.2	2.0	1.1	0.8	0.8	2.0	1.1	0.8	1.1	0.8	0.8	0.8	0.0	0.0	1.6	1.6	1.1	1.1	
情	業	(3.1)	100.0	78.3	21.7	3.3	0.8	3.9	5.9	5.9	0.8	3.9	5.9	0.8	3.9	5.9	1.1	1.1	4.5	4.5	2.4	2.4		
運	業	(6.3)	100.0	77.3	22.7	3.2	2.2	2.2	1.6	1.6	2.2	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	0.7	0.7	10.8	10.8	2.7	2.7		
卸	業	(22.9)	100.0	54.7	45.3	1.4	0.8	0.8	1.4	1.4	0.8	0.8	1.4	0.8	1.4	0.7	0.7	37.3	37.3	3.0	3.0	1.6	1.6	
金	業	(4.0)	100.0	78.3	21.7	2.2	2.2	1.4	1.4	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.4	0.0	0.0	6.2	6.2	1.6	1.6	3.0	3.0	
不	業	(0.9)	100.0	64.1	35.9	4.8	5.2	5.0	2.0	2.0	5.2	5.0	2.0	5.0	2.0	0.5	0.5	15.5	15.5	3.0	3.0	4.1	4.1	
飲	業	(7.9)	100.0	29.1	70.9	2.0	0.6	0.4	0.5	0.5	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	62.8	62.8	4.1	4.1	2.4	2.4	
医	業	(7.3)	100.0	70.2	29.8	2.8	1.3	1.5	0.8	0.8	1.3	1.5	0.8	0.8	0.8	0.2	0.2	20.7	20.7	2.4	2.4	2.8	2.8	
教	業	(2.6)	100.0	60.8	39.2	10.3	1.7	0.4	2.0	2.0	1.7	0.4	2.0	2.0	2.0	0.3	0.3	21.7	21.7	2.8	2.8	7.0	7.0	
複	業	(0.7)	100.0	79.8	20.2	1.9	1.0	0.6	0.7	0.7	1.0	0.6	0.7	0.7	0.7	1.1	1.1	7.9	7.9	7.0	7.0	4.4	4.4	
サ	業	(13.4)	100.0	58.7	41.3	3.5	2.3	2.6	2.2	2.2	2.3	2.6	2.2	2.6	2.2	2.2	2.2	23.6	23.6	4.4	4.4	2.6	2.6	
事	業	(5.5)	100.0	81.0	19.0	2.4	0.8	1.8	3.7	3.7	0.8	1.8	3.7	0.8	1.8	3.7	0.2	0.2	7.4	7.4	2.6	2.6	3.1	3.1
1	業	(4.0)	100.0	73.8	26.2	3.4	1.4	2.9	3.9	3.9	1.4	2.9	3.9	1.4	2.9	3.9	0.4	0.4	11.1	11.1	3.8	3.8	3.1	3.1
5	業	(7.5)	100.0	69.1	30.9	2.8	1.6	1.9	2.6	2.6	1.6	1.9	2.6	1.6	1.9	2.6	0.2	0.2	18.1	18.1	3.7	3.7	3.1	3.1
3	業	(13.7)	100.0	68.6	31.4	3.1	1.9	1.5	2.3	2.3	1.9	1.5	2.3	1.9	1.5	2.3	0.3	0.3	18.5	18.5	3.1	3.1	3.1	3.1
1	業	(16.8)	100.0	63.9	36.1	2.5	1.6	2.0	2.6	2.6	1.6	2.0	2.6	1.6	2.0	2.6	0.6	0.6	23.6	23.6	3.1	3.1	3.1	3.1
5	業	(9.0)	100.0	63.4	36.6	2.2	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.5	1.5	1.5	0.7	0.7	26.1	26.1	3.3	3.3	3.3	3.3
5	業	(43.5)	100.0	62.1	37.9	1.9	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	27.5	27.5	4.6	4.6	4.6	4.6
性	男	(59.1)	100.0	80.0	20.0	1.9	1.8	2.2	1.0	1.0	1.8	2.2	1.0	1.8	2.2	0.9	0.9	9.6	9.6	2.6	2.6	2.6	2.6	
	女	(40.9)	100.0	44.4	55.6	2.9	0.9	0.6	3.4	3.4	0.9	0.6	3.4	0.9	0.6	3.4	0.8	0.8	42.5	42.5	4.6	4.6	4.6	4.6

平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査

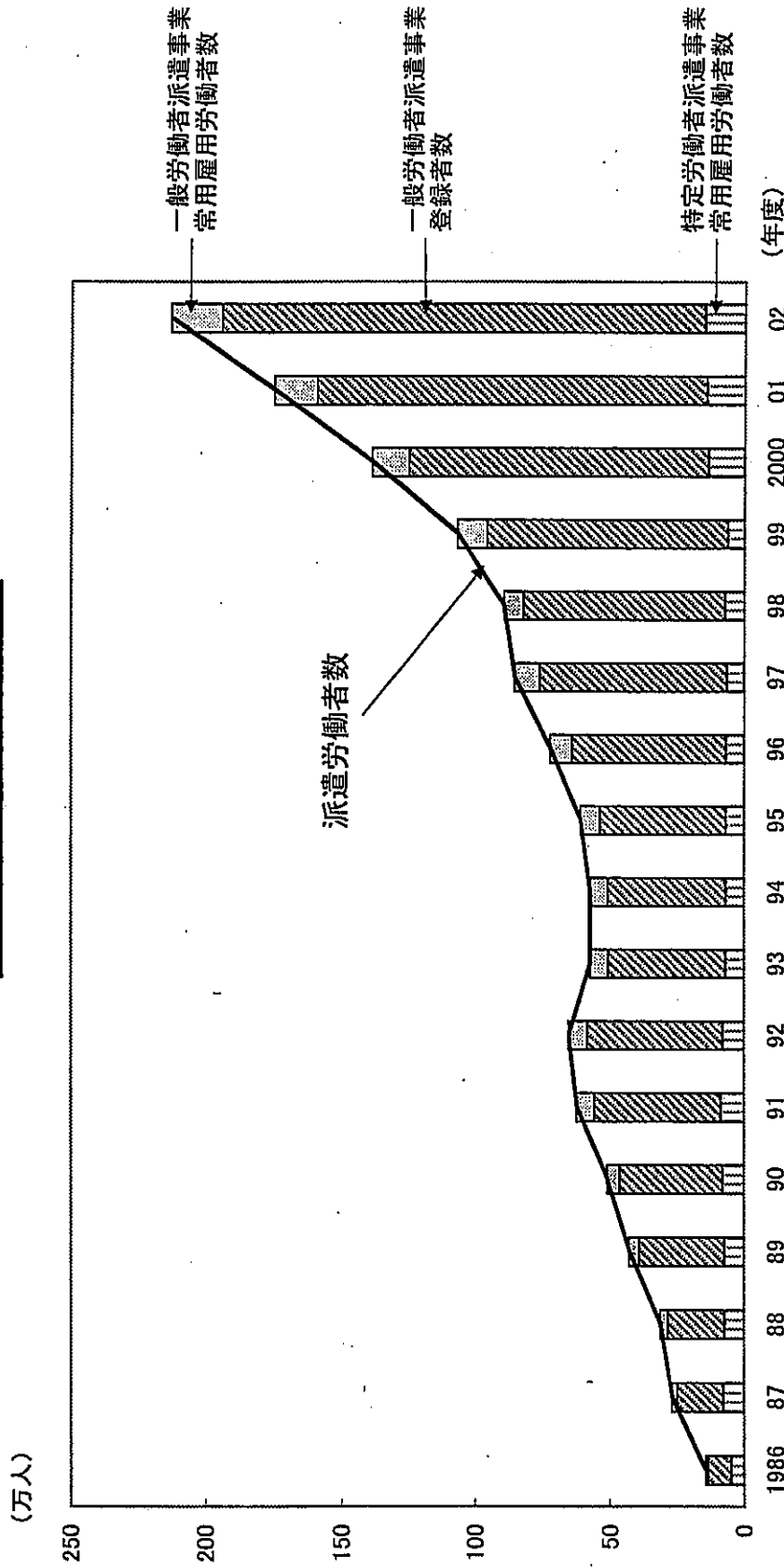
(注) 1) ( )は、「非正社員」の計を100とした就業形態別の労働者割合である。  
 2) ( )は、労働者計を100とした、産業・事業所規模・性ごとの構成比である。  
 3) 《 》は、前回調査(平成11年)の値である。ただし「嘱託社員」については、「その他」に含まれる。  
 4) 正社員:雇用している労働者(契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者、臨時雇用者、パートタイム労働者、いわゆる正社員)のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員  
 契約社員:特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。  
 嘱託社員:定年退職者等を一定期間雇用する目的で契約し雇用する者。  
 出向社員:他企業より出向契約に基づき出向している者。出向元に籍を置いているかどうかは問わない。  
 派遣労働者:「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から派遣された者。「登録型」とは、派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形態。「常用雇用型」とは、派遣会社に常用労働者として雇用されている形態。  
 臨時雇用者:雇用期間が1ヶ月以内の者又は日々雇用している者。  
 パートタイム労働者:正社員より1日の所定労働時間が短い者、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間は2ヶ月を超えるか、又は定めがない者。  
 その他:上記以外の労働者。

# 職種別正社員数・非正社員数の割合(平成15年)



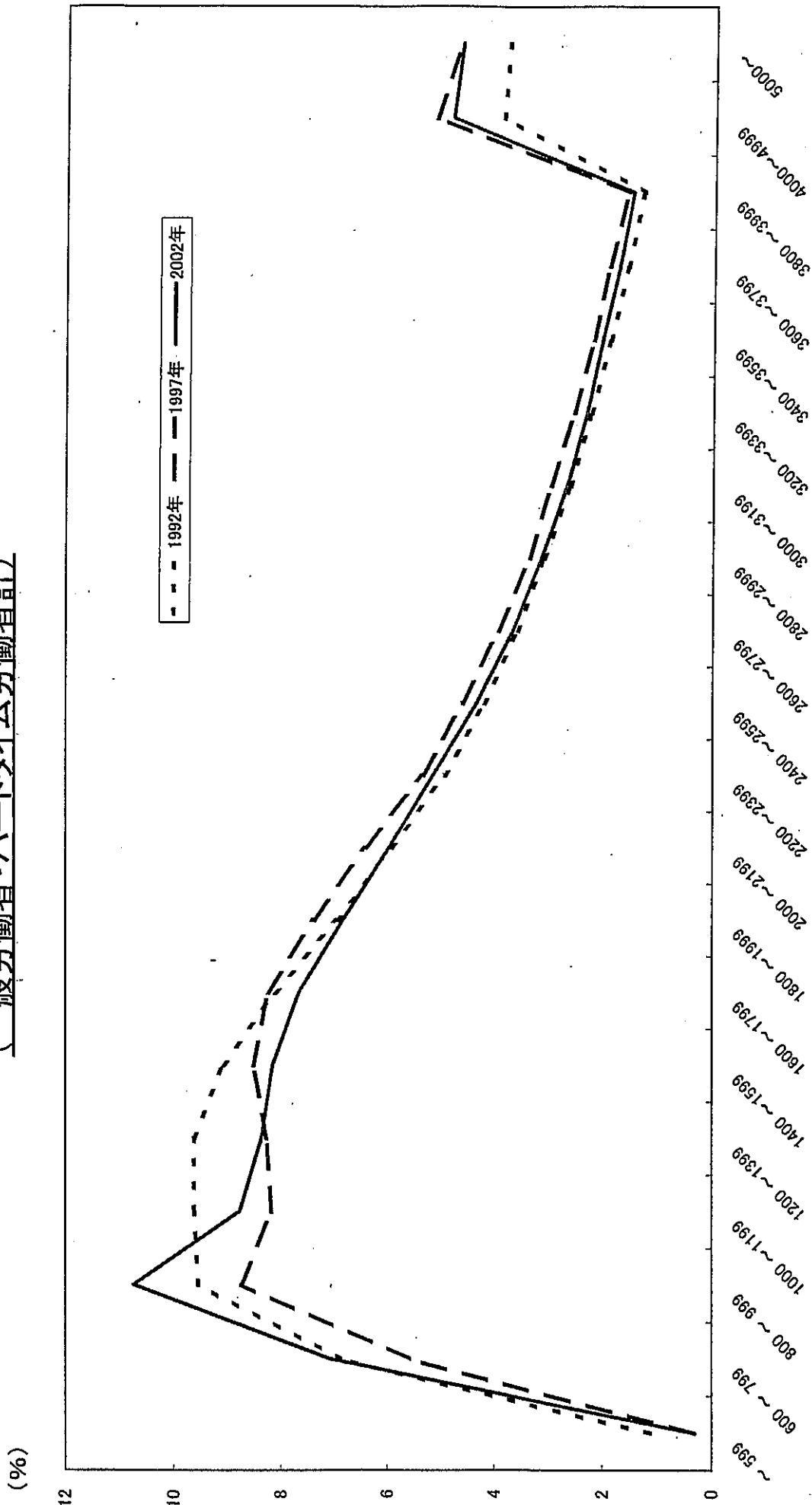
平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査

# 派遣労働者数の推移



資料出所 厚生労働省「労働者派遣事業報告集計結果」  
 (注) 「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における派遣労働者数の合計とした。  
 なお、「登録者」には、過去1年間に雇われたことのない者は含まれていない。

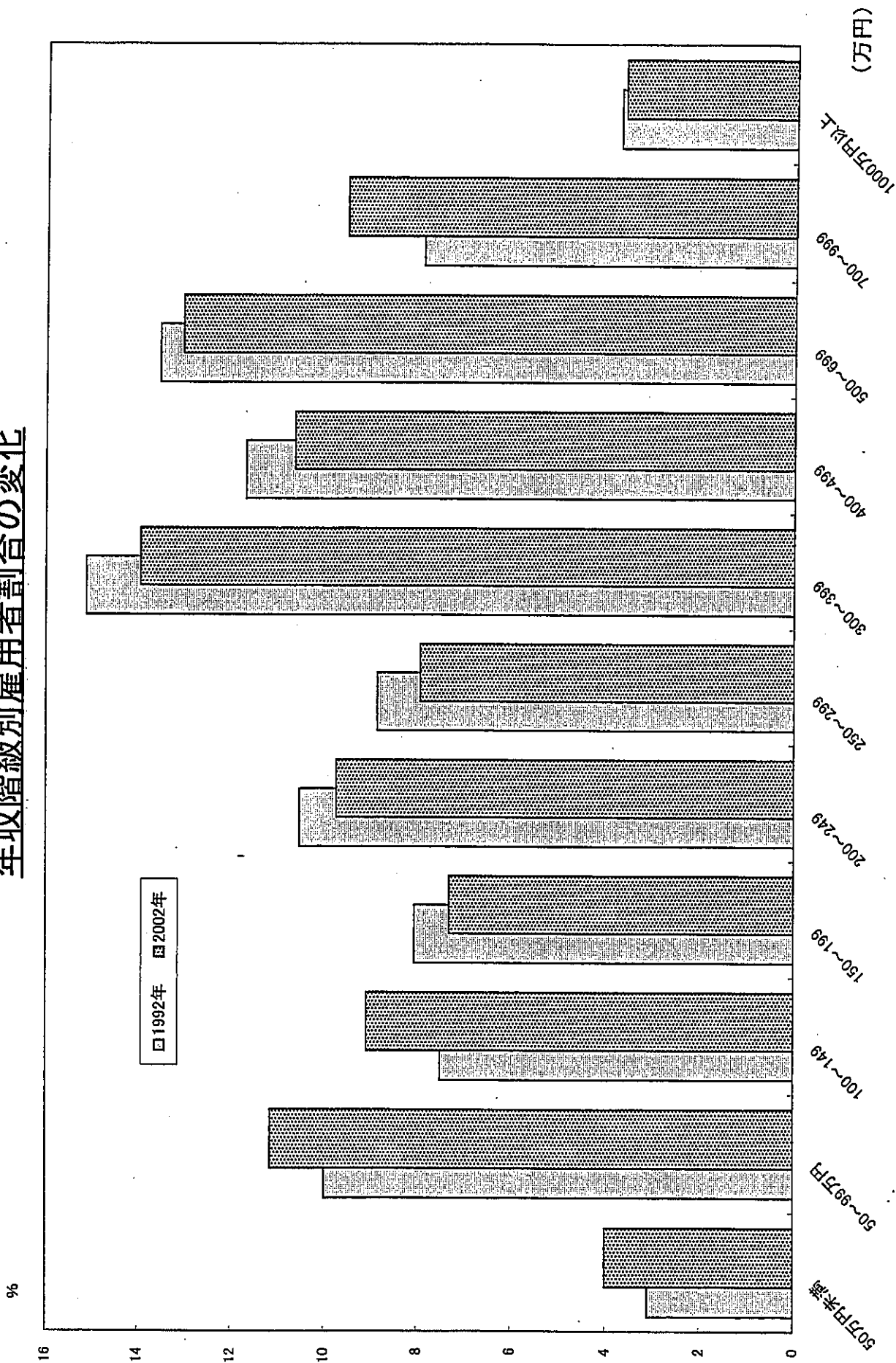
# 時間当たり賃金階級別労働者の分布 (一般労働者・パートタイム労働者計)



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計

(注) 賃金構造基本統計調査の母集団のサンプルに用いている事業所・企業統計調査の変更に伴い、1997年調査と2002年調査ではパートタイム労働者の増加など統計数値の性格に違いが生じている可能性がある点、留意が必要である(詳細は(財)連合総合生活開発研究所「勤労者の賃金、資産形成のあり方等に関する調査研究報告」(2002年、厚生労働省委託)を参照)。

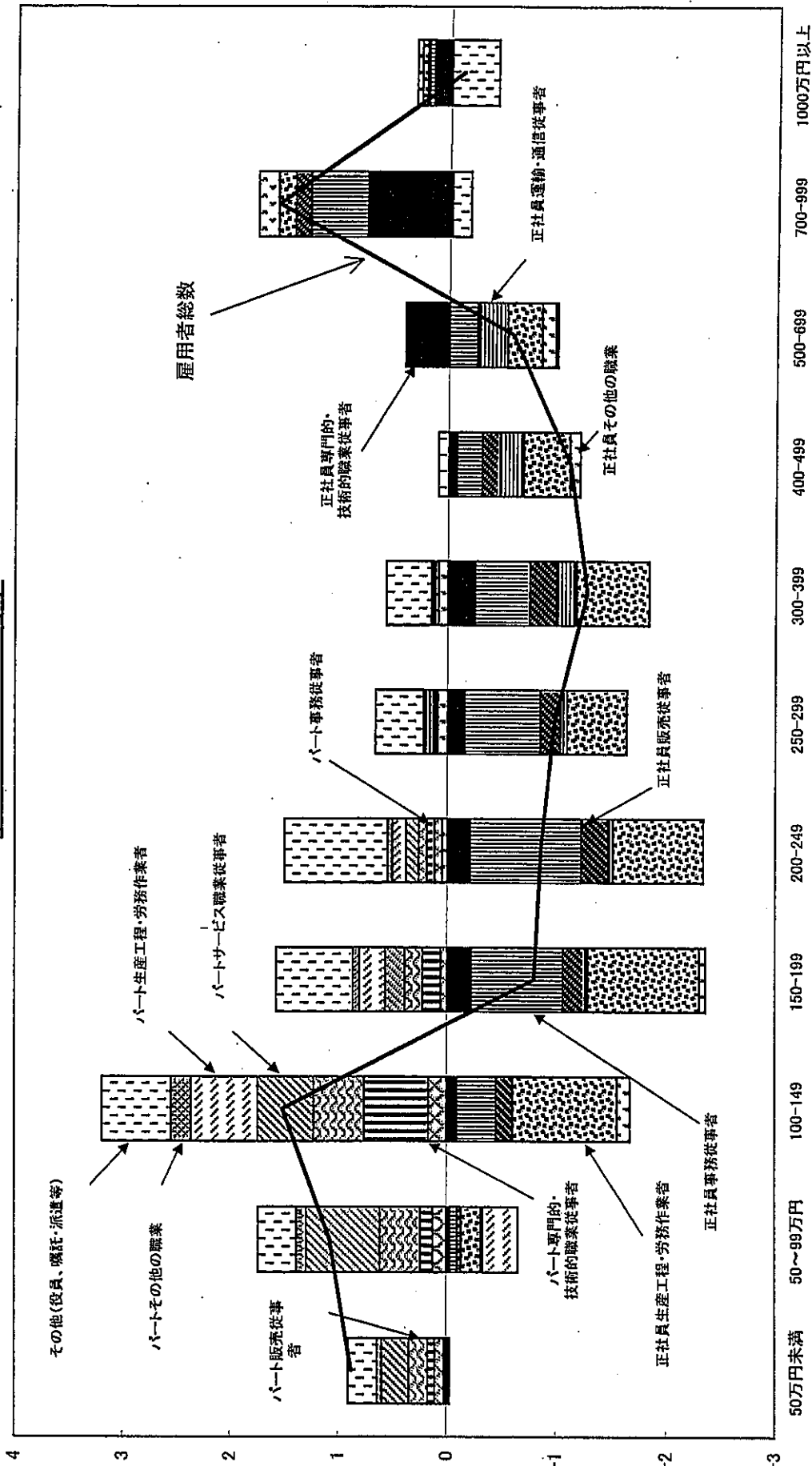
# 年収階級別雇用者割合の変化



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」

# 雇用形態、職種、年収階級別雇用者割合の増減 (1992～2002年)

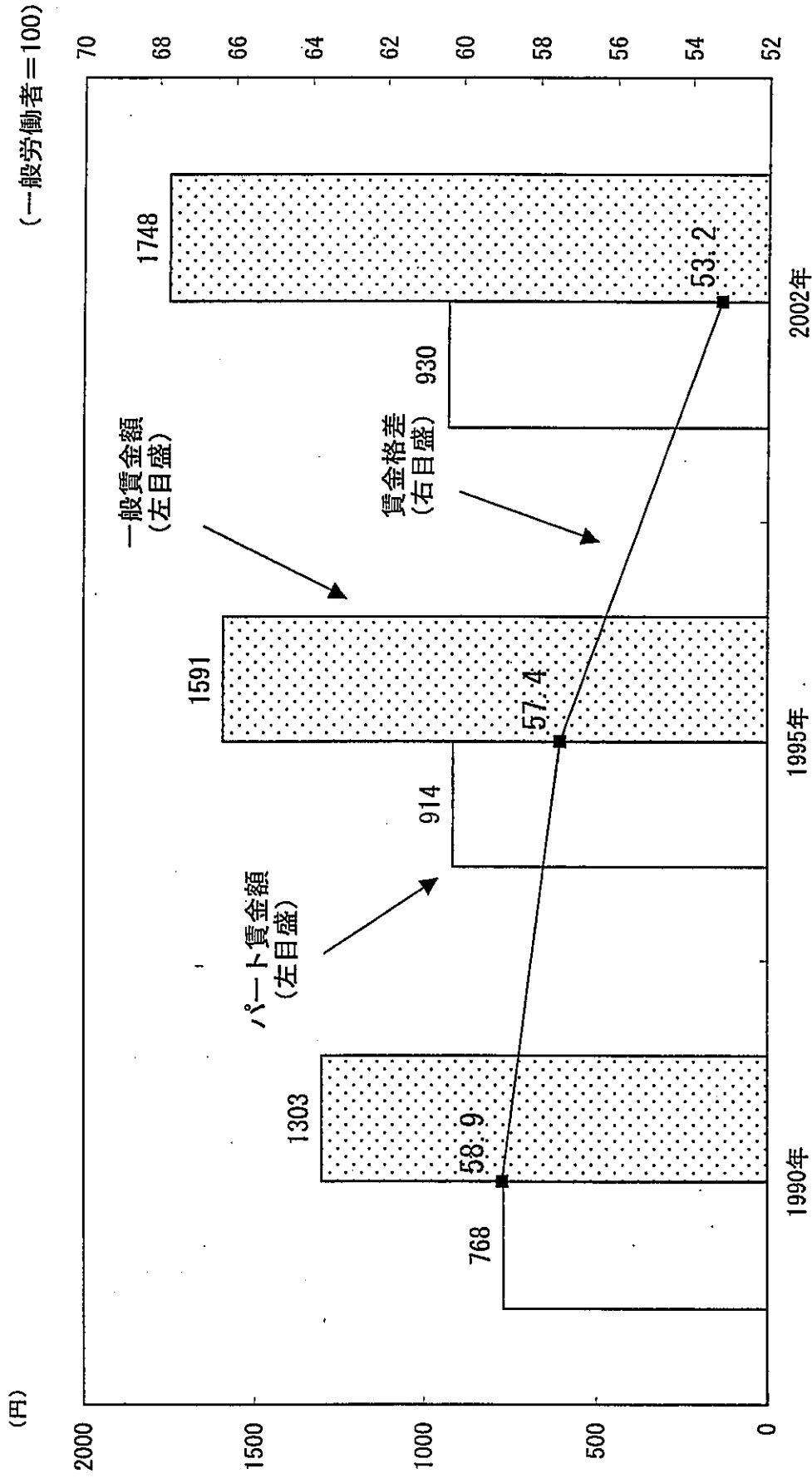
%ポイント



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」より厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算  
 (注)パートの「300～399万円」の項の数値は、年収300万円以上の者である。  
 正社員は正規の職員・従業員、パートはパートとアルバイト。

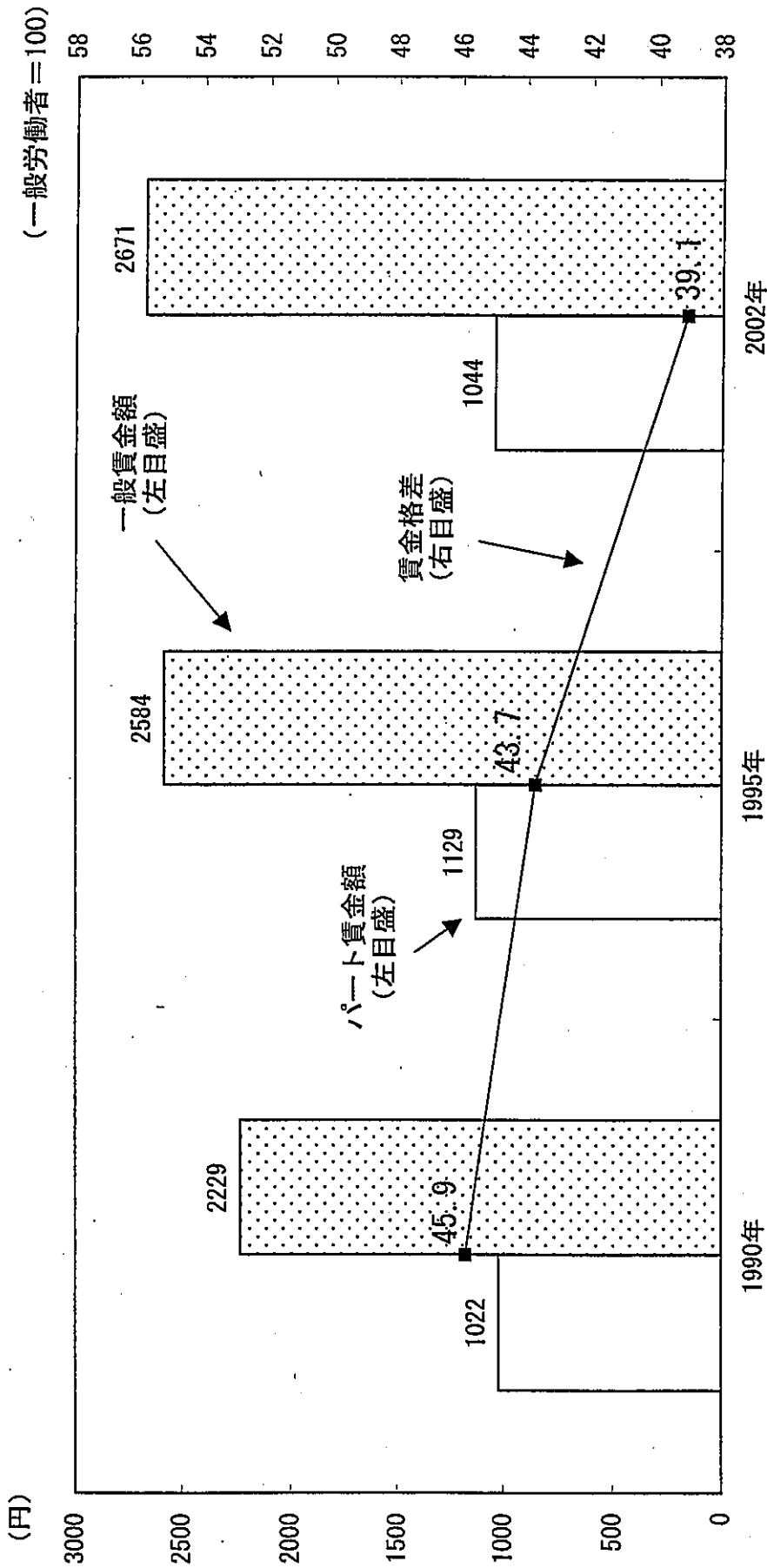


# パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差の推移（女性）



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室で特別集計  
 (注) 時間当たり年間賃金額は、賃与を含む年間賃金額を実労働時間で割って求めたものである。

# パートタイム労働者と一般労働者との賃金格差の推移 (男性)



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を厚生労働省労働政策担当参事官室で特別集計  
 (注) 時間当たり年間賃金額は、賞与を含む年間賃金額を実労働時間で割って求めたものである。

# 仕事給(職務給、職能給、業績給)の導入の動向(複数回答)

① 産業計1000人以上

年	合計	(単位 %)		
		何らかの形で仕事給型をもつもの	何らかの形で属人給型をもつもの	何らかの形で総合給型をもつもの
1996年	100.0	65.6	32.8	46.3
98	100.0	72.3	33.2	34.2
01	100.0	75.5	24.4	32.5

② 製造業1000人以上

年	合計	(単位 %)		
		何らかの形で仕事給型をもつもの	何らかの形で属人給型をもつもの	何らかの形で総合給型をもつもの
1996年	100.0	67.5	28.1	41.9
98	100.0	75.4	25.7	34.1
01	100.0	78.9	19.3	28.9

資料出所 厚生労働省「就労条件総合調査」

(注) 仕事給型とは、決定要素が、①職務、職種など仕事の内容、②職務遂行能力、③業績・成果のいずれか1つ又は2つ以上であって、④学歴、年齢・勤続などの属人的要素はないもの  
 属人給型とは、決定要素が、④学歴、年齢・勤続などの属人的要素のみのも  
 総合給型とは、①職務、職種など仕事の内容、②職務遂行能力、③業績・成果のいずれか1つ又は2つ以上であって、かつ、④学歴、年齢・勤続などの属人的要素もあるもの

# 過去3年間の賃金制度の改定の有無及び改定項目別企業数割合

(単位:%)

年・企業規模・産業	合計	右記の10の改定を行なった	改定項目(複数回答)										左記の10の改定を行っていない
			職務、職種などの内職に容れる賃金部分の拡大	職務遂行能力に容れる賃金部分の拡大	業績・成果に対する賃金部分の拡大	手当を縮減し基本給へ組入れ	賃金表の導入	職能資格制度の改定・導入	複線型賃金体系の改定・導入	年俸制の改定・導入	基本給を抑制し、賞与のウエイトを相対的に拡大	基本給を増加し、賞与のウエイトを相対的に縮小	
計	100	38.4	15.5	17.6	20.7	9.8	5.6	10.1	1.6	6.1	2.4	1.7	61.6
1,000人以上	100	61.1	28.8	27.4	42.7	20.3	11.1	22.8	7.5	15.7	3.9	1.4	38.9
300~999人	100	52.2	19.6	22.5	33	15.8	10.7	21.9	5.1	11.8	2.3	2.1	47.8
100~299人	100	41.7	16.6	19.2	24.4	11	6.3	13.5	2.5	6.7	3.2	2.2	58.3
30~99人	100	35.4	14.4	16.4	17.7	8.5	4.8	7.5	0.8	5.1	2.1	1.5	64.6
鉱業	100	43.5	17.6	22.2	17.6	15.7	5.6	17.6	2.8	-	-	5.6	56.5
建設業	100	35.3	12.5	14.1	14.9	7.4	3.2	13	0.6	8.4	1.1	1.5	64.7
製造業	100	35.9	14.5	16.4	20.6	9.7	5.8	7.7	1.9	3.9	2.5	1	64.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100	41.2	12.1	20.3	29.2	15.1	9.9	23.1	3.3	7.9	1.2	2.3	58.8
情報通信業	100	61.3	29.7	28.9	33.4	19.7	14.1	26.6	2.2	18.1	4.3	2.6	38.7
運輸業	100	27.3	10.8	12.7	14.7	6.2	2.2	5.2	1.2	2.8	0	1.1	72.7
卸売・小売業	100	40.7	18.2	21.4	23.1	10	5.8	10.3	2	7.9	2.7	2	59.3
金融・保険業	100	52.7	21.2	21.8	30.9	23.4	7.8	20.8	5.6	12.8	4	2.9	47.3
不動産業	100	48.3	15.5	30.3	30.5	7.1	11.5	12.4	2.5	3.1	1.1	0.5	51.7
飲食店・宿泊業	100	42	14.3	19.1	19.6	3.8	5.4	4.2	0.1	5.1	3.5	4.8	58
医療・福祉	100	51.6	31	23.5	24.3	8.5	10.9	12.9	0.2	3.4	1.5	2.7	48.4
教育・学習支援業	100	49.5	17.4	19.7	29.4	8.7	11.4	14.8	0.1	5.8	6.2	6.6	50.5
サービス業 (他に分類されないもの)	100	40.1	14.9	16.3	20.9	12.1	5.9	11.5	1.5	5.9	3.1	1.6	59.9
平成11年 <sup>1)</sup>	100	...	11.3	15.8	15.5	6.4	5.2	8.7	1.9	5.4	2.7	...	...

(注)

- 1) 調査期日は、平成11年以前は12月末日現在、平成13年から1月1日現在であり、調査年を表章している。
- 2) 平成11年で調査した「昇給幅の拡大」、「昇給幅の縮小」、「定期昇給の廃止」は削除し、「基本給を増加し、賞与のウエイトを相対的に縮小」を追加した。

「平成16年就業条件総合調査結果」